

### 第3回逗子市地域自治システム久木小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 6 月 2 日（日）10：00～12：00

場 所：久木小学校特別活動教室

出席者：

（メンバー）島津メンバー、関水メンバー、森田メンバー、田倉メンバー、仲西メンバー、横山メンバー、笈川メンバー、松岡（福）メンバー、小林メンバー、小野寺メンバー（代理：宝川氏）、曾我メンバー、松岡（俊）メンバー、石渡メンバー、野口メンバー、高舘メンバー、三富メンバー、上泉座長、土手副座長

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長、細野市民協働課専任主査

議事概要：

#### 1. 開会（廣末企画課長）

<前回いただいた質問等に対する市の回答>

Q. 住民自治協議会が、クリスマス会を開催することはできるか。

A. 日本におけるクリスマス会は、一般的に宗教的な意味をもたない世俗的な行事であり「宗教活動等」には該当しない。したがって、住民自治協議会はクリスマス会を開催することができる。

Q. 氏子会が住民自治協議会に加入することはできるか。

A. 氏子会は、神社の近隣の住民によって組織され、地域に密着したまちづくり活動を行っているが、基本的には信者の組織であることにはかわりなく、宗教性がないとは言えない。したがって、氏子会は住民自治協議会に加入することはできない。

Q. 住民自治協議会が、地域の神社の祭事（節分、例大祭、神輿かつぎ等）に寄付金をだすことはできるか。

A. 地域の神社の祭事（節分、例大祭、神輿かつぎ等）は地域の伝統行事といった側面はあるものの、宗教性がないとはいえず、したがって、寄付金をだすことはできない。

Q. 住民自治協議会の主催する行事で参加者がケガをした場合、その補償はどこな行のか。

A. 原則的には市で加入している「市民活動補償制度」で対応する。ただし、いくつか保険の対象とならない場合があるため、事前にご相談いただくなど注意が必要。

Q. 住民自治協議会が市民から訴えられた場合、市にその訴訟費用等を負担してもらえるか。

A. 住民自治協議会は法人格をもたないので、訴えられる対象としては住民自治協議会

の代表者など個人となる。しかし、代表者個人を訴えても賠償してもらえない見込みがないので、基本的には設問のようなケースは想定できない。

## 2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

### (1) 制度成立後の流れについて（確認）

(メンバー) 準備会と懇話会の位置づけの違いがよくわからないので教えてほしい。

(上泉座長) 懇話会は、地域の主団体から制度をつくるにあたって意見を出していただく場であり、準備会は、協議会に加入することを前提に、懇話会のメンバーを中心として設立する場と解釈している。準備会は懇話会のメンバーだけではないが、流れとしてはここにいる懇話会のメンバーが準備会のメンバーになると思う。

(事務局) 懇話会の位置づけは、市が制度をつくる時に制度についてご意見をいただく場である。この小学校区ごとの懇話会の後に、オール逗子の全体懇話会を開催し、制度を固める予定である。対して、準備会は、固まった制度に基づいて、小学校区ごとの発意によって協議会に移行することを前提に立ち上げていただく場である。結果としては、懇話会と準備会のメンバーにそれほどの違いはないと思われるが、そのような違いはある。

(メンバー) 準備会が必要かどうか疑問に感じた。

(メンバー) スケジュールについてだが、協議会の1年目というのはいつからか。

(事務局) 制度としては、準備会は今年の11月からを予定しており、平成26年度4月から協議会が立ち上がっても対応できるよう準備しておく。

(土手副座長) 準備会のメンバーをどうするかについての私の意見を述べさせていただくと、まずはここにいるメンバーが構成員となり準備会を立ち上げ、そのあとに消防団などの追加する構成員を検討するのがよいと思う。懇話会のメンバーはそれなりの情報が入っているのです、その方がスタートしやすいのでは。

(メンバー) おっしゃるとおり、全くの新しい人が構成員となっても、まず制度について理解してもらうのは大変だとは思う。

### (2) (仮称) 住民自治協議会の設立準備等について

(メンバー) 準備会の活動期間は、4~5か月を想定しているのか。

(事務局) 今年度はそうだが、来年度も引き続き活動していただくことは可能である。ただ、最長でも1年くらいを想定している。

(メンバー) 設立準備交付金については、現金支給ではなく口座に振り込まれるのか。今は銀行で口座をつくるのが大変で、規約や代表者などを定めないといけない。

(事務局) 市でも準備交付金を交付する以上、不適正な団体であってはいけないので、構成団体や規約のようなものを定めていただく予定である。したがって、銀行で口座を開くことは可能であり、市で口座を準備することまでは考えていない。

(上泉座長) 確かに、準備会には法人格がないので、例えば釣り同好会と同じようなもの

である。したがって、テクニックの問題だとは思っているので、詳細はつめていきたい。

(メンバー) いざというときに受け皿がなくならないようにしてほしい。

### (3) 地域包括交付金の考え方について

#### ★資料4について

(メンバー) 自主事業の例示としてホームページの作成や運用が例示されているにもかかわらず、交付対象経費から備品購入費が除外されているのだが、パソコンやプリンターはどうか。

(事務局) パソコンやプリンターは備品にあたるため、対象外である。現時点では、備品は協議会の財産になってしまうので除外しているが、この懇話会で話し合い、協議会の運営にパソコンやプリンターが不可欠ということであれば、変更も可能である。また、パソコンやプリンターについては、中古品やリースという方法もあるので、その点もご検討いただきたい。

(メンバー) 一概に備品と言っても役所と民間では対象が異なる。購入した後に駄目だと言われると困るので、その点は明確に示してほしい。

(上泉座長) 久木小学校区に協議会を設置するにあたり、その拠点施設にはロッカーなど色々な什器備品が設置されると思うが、事務局ではその案のようなものはあるのか。

(事務局) 拠点施設の施設的な備品については、協議会に地域包括交付金によって設置してもらうのではなく、市が設置することを想定している。今は消耗品で工面できるよう制度運用を想定しているが、それとは別に協議会の活動にはどうしてもパソコンは必要だ、また、もっと交付金の使い勝手がいいようにしてほしいというご意見があれば考慮させていただく。

(メンバー) そちらの趣旨としては、例えば10万円以下は備品にあたらないということをも明記したいということか。

(事務局) 金額はともあれ、協議会の財産形成を目的とする活動に交付金を充当することはなじまないと考えている。

(森本市民協働部担当部長) 拠点施設の関係については、今年度に市民協働部として予算を計上しており、その中で実施設計、工事、パソコン、ロッカーなど必要な備品等の設置を行っていく。したがって、地域包括交付金としては備品購入の予算はもたないという整理をしている。

(上泉座長) 会計年度は、4月から3月なのか、それとも暦年なのか、または設立時期にあわせるなど任意なのか。また、6. 交付金の額に自主事業費にかかる分が書いていないが、なぜ入っていないのか。

(事務局) 会計年度は4月から3月までを想定している。これは市の会計年度がそうになっており予算から決算まで定められているため、どうしてもそれに合わせざるを得ないとい

うことをご理解いただきたい。また、自主事業費は、基礎額と世帯数加算額のなかで賄っていただくことを想定している。

★資料5について

(メンバー) 1 高齢者等見守り事業とズシップとの関係についてうかがいたい。現在、逗子市ではズシップという高齢者団体があり、国県市から補助金をもらって運営している。高齢者等見守り事業を行うにあたって、ズシップとは別に高齢者団体をつくるのか、またはズシップと連携して行うのか、方針をうかがいたい。

(事務局) ズシップとは別に老人会活動をする団体を地域ごとに設置することは考えていない。現在、地域によっては、高齢者等の見守り活動を自治会、町内会単位でやっていたり、それを社会福祉協議会にコーディネートしていただいている。1 高齢者等見守り事業とは、その見守り活動、つながりを継続して実施していただくことを目的とした事業である。したがって、23 老人クラブ活動事業として掲載されている従来のズシップへの助成は変わらない。

(土手副座長) 要望として2つある。1つめとしては、1 高齢者等見守り事業と 23 老人クラブ活動事業に関しては、経営企画部とズシップと社会福祉協議会とで話し合い、しっかりとコンセンサスをとっていただきたい。2つめとしては、第2回で使用した資料2「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討(1)の6.(1)アに住民自治協議会が実施する事業として地域の安心・安全に関する事業について、市当局と警察で話し合っていたいただきたい項目がある。というのは、ハイランド入口から磯見病院までずっと続くカーブにカーブミラーを設置してほしいと警察に再三依頼しているにもかかわらず三年たっても順番待ちで設置してもらえていないので、市から、自治会も半分負担するから早急に設置するように働きかけてほしい。

(メンバー) 住民自治協議会で実施または実施が可能な事業について、山の根自治会から意見をいただいたので報告させていただく。

番号	事業名	意見
1	高齢者等見守り事業	妥当
2	防災資機材等整備事業	久木小学校区では活動がさかんなので、協議会が直接校区内の整備する必要はない。したがって、①は不要。
3	避難所運営事業	妥当
4	災害時要援護者支援事業	非常に重要だが、準備期間を要するので、今後の課題として位置づけるべき
5	子どもの健全育成に関する事業	妥当

番号	事業名	意見
9	公園アダプト事業	すでに各地域でアダプト事業を実施している ので、共通事業としては不要 例) ハイランド公園、トーテムポール広 場
10	緑地アダプト事業	
11	道路アダプト事業	
12	河川アダプト事業	
13	交通整理員設置事業	協議会でテーマ設定する必要がない
14	街路灯維持管理事業(街路灯)	
15	街路灯維持管理事業(道路照明灯)	
16	学校開放事業	学校関係なので、学校側の判断が必要と される
17	学校体育施設開放事業	
20	青少年育成事業	青少年育成協議会という組織が既にある のでバッティングする
21	資源再利用推進事業	不要
22	広報ずしの配布	

(上泉座長) 資料5については、あくまで例示であって市から願われているわけではなく、協議会が話し合っこの中から事業を選んでいくという理解でよいか。したがって、今メンバーから事業毎に意見があったが、それも協議会になった際にあらためて話し合いたい。

(事務局) 座長がおっしゃったとおり、資料5に記載してある事業は、市として可能性を含めて選んだものである。今いただいたご意見は、地域の皆様からの視点として承る。2 防災資機材等整備事業については、小学校区内の既存の自主防災組織が、協議会にもれなく参加して一体で開始するのが理想であるため、平成26年4月から開始するのは現実的に無理だろう。また、4 災害時要援護者支援事業については、市の情報と地域の情報をどう共有化していくかなど議論が続いている状況であるので、すぐには難しい。懇話会でのご意見を踏まえて最終的に制度をつくり上げていく。

(メンバー) そうすると、この資料5は、行政側としては単なる素材で再構築するということか。

(事務局) そのとおり。前回配付した資料2の6、(1)のア～オの枠で事業を例示したものである。

(島津メンバー) 資料5の内容のところで、「協議会の構成員である〇〇が～」という文言があり、〇〇には各種団体名が入っているが、その〇〇はこれから協議会で話し合っ決

めていくものなので、現段階では例示という理解でよろしいか。

(事務局) おっしゃるとおり例示である。この内容のところには、その各種団体が加入した場合と、加入しない場合に分けて書かせていただいている。したがって、加入していただくのが理想ではあるが、加入しなくても協議会として選択事業を実施することは可能である。

(メンバー) 仮説としての提案なのだが、この資料5にある事業のうち、1, 3, 5をスタート事業として思い切って提示するというのはどうか。そういう大胆な方法論も必要だと思うのだが。

(上泉座長) それは協議会で決めるべきことだと思うが。

(島津メンバー) まずは協議会において、長期計画を定め、その中で単年度単位の活動の方針を決めてだと思ふ。

(メンバー) 昨日の朝日新聞で、65歳以上3000万人のうち約15%が認知症患者であり、今後も増えていくという記事があった。そうすると、まずは高齢者の見守りが先決ではないか。

(上泉座長) 久木小学校区は高齢化率が高いので、地域の実情にあわせ優先順位を決めて事業を選択していく必要がある。そして、徐々に事業を選択していくのがベターだと思う。

(土手副座長) 要望が1点ある。今は企画課が中心となってやっけていただいているが、市役所の関係課、市民協働課、防災課、緑政課、資源循環課など連携プレーをしながら、我々に助言してほしい。逗子市役所も縦割りであることが多々あるので、そういうところが少しでも減るようにしてもらいたい。

(メンバー) 今後拠点整備が開始されるにあたり、その使用方法についてうかがいたい。例えば懇親会を開きたい場合どこまで許されるのか、厨房もあるし飲食は可能なのか、またアルコールを飲むのは可能なのか。

(上泉座長) 重要なことではあるが、施設管理に関する件なので、ご要望として承りたい。

(事務局) 次第2に関する追加のご質問、ご意見等がある場合には、7月5日(金)までにいただきたい。

○ 名和田アドバイザーよりコメント

- ・ 久木では的確な論点がだされてお大變勉強になる。
- ・ 今回は、具体的な事業を念頭において議論をされていた。特に山の根自治会ではよく検討されており、行政としてもそれにこたえなければならない。行政も正念場だ。

- 今回の行政の課題としては2つある。一つは地域担当職員の質の向上であるが、これは地域に実践で鍛えていただくしかないと思う。二つ目は長期計画についてであり、前回座長のほうから計画の作成は大きな仕事なのですぐには無理ではないかという趣旨のご発言があった。確かに調布市では計画づくりから入ったが止めた経緯があるなど難しいところではあるが、地域でどんな課題があるのか整理することは必要であり、その意味で計画づくりというのは必要ではないか。また、地域の課題を整理するのは、行政側が標準的な基礎データを整理・提供する必要があるので、行政側の課題でもある。
- 会計年度の話については、私が所属している学会は10月から9月までであり、10月までに要望し11月から事業を開始している。その意味で、事業を実施するにあたり、議会に要望し議決するという民主的正当性があり、4月から3月までの行政のサイクルに合わせることに納得した。

### 3. その他

- 全体懇話会へ参加する者は、メンバーの互選により、座長の上泉メンバー、副座長の土手メンバーに決まった。
- 次回の日程は、第4回は7月21日（日）10:00～12:00、久木小学校特別活動教室。